



長野県報

4月4日(月)
平成28年
(2016年)
第2762号

目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 1

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 2

生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 2

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課) 3

昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) 3

政治資金規正法に基づく平成24年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会) 4

政治資金規正法に基づく平成25年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会) 4

政治資金規正法に基づく平成26年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会) 4

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課) 5

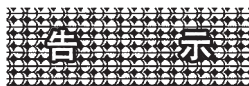
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 6

農業委員会等に関する法律の基づく指定(農業政策課) 6

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課) 6

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 10

正誤(農村振興課) 10



長野県告示第237号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年4月4日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380番地	平成31年4月30日

医療推進課

長野県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成28年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ちの東部歯科クリニック	長野県茅野市玉川4155-1	平成27年9月1日
てる薬局蟻ヶ崎店	長野県松本市蟻ヶ崎4-1-27	平成28年1月1日
てる薬局開智店	長野県松本市開智2丁目3番48-6号	平成28年1月1日
青い鳥薬局寿店	長野県松本市寿北8丁目21番3号	平成28年1月1日
あい波田薬局	長野県松本市波田9818-5	平成28年1月1日
たかはしクリニック	長野県中野市大字吉田890番地1	平成28年1月1日
松原台診療所武田内科医院	長野県松本市大字松原40番地7	平成28年1月1日
荻原歯科医院	長野県上田市中央1丁目7-27	平成27年10月1日
片塩医院	長野県飯山市南町22-10	平成27年12月1日
社会医療法人財団慈泉会相澤東病院	長野県松本市本庄2丁目11番16号	平成28年2月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
あん訪問看護ステーション	長野県茅野市宮川4792-1	あん訪問看護ステーション	長野県茅野市宮川4792-1	平成28年1月1日

地域福祉課

長野県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成28年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
愼秀賢	長野県塩尻市大門三番町2-9	平成28年2月1日
工藤征一郎	長野県長野市小島706-20	平成28年1月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
曙整骨院	長野県塩尻市大門三番町2-9	平成28年2月1日
やえの森治療院	長野県須坂市八重森上沖664-3	平成28年1月1日

地域福祉課

長野県告示第240号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年4月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草1378の1、1409の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第241号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年4月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
小林 一繁	佐久市中込3056	佐久市中込3056 佐久市役所売店

会 計 課

長野県告示第242号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年4月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年4月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
株式会社 スズキ 自販南信	駒ヶ根市赤穂1289	駒ヶ根市赤穂1289

会 計 課

選告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成28年4月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

表中

「	佐久市浅科福祉センター	〃	八幡494番地	〃	」
を					
「	佐久市浅科福祉センター	〃	八幡494番地	〃	」
	佐久市市民創錬センター	〃	猿久保165番地 1	〃	
	佐久市白田総合福祉センターあいとびあ白田	〃	下越16番地 5	〃	
に、					
「	更埴体育館	〃	大字杭瀬下1150	〃	」
を					
「	更埴体育館	〃	杭瀬下二丁目1番地	〃	」
に、					

「	雨宮地区転作促進研修センター	〃	大字雨宮2番地4	〃	」
を	「	雨宮地区転作促進研修センター	〃	大字雨宮2番地4	〃
	「	千曲市総合観光会館	〃	上山田温泉二丁目12番地10	〃
に、	「	木島平村若者センター	〃	〃	〃
を	「	木島平村若者センター	〃	〃	〃
	「	木島平村農村交流館	〃	〃	〃

に改める。

選挙管理委員会

選告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成24年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県司法書士政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成28年4月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別冊の長野県司法書士政治連盟中

「	収入総額	<u>10,918,579円</u>
	前年繰越額	6,876,521円」

を

「	収入総額	<u>10,783,933円</u>
	前年繰越額	6,741,875円」

に、

「	繰越額	<u>5,254,952円」</u>
---	-----	--------------------

を

「	繰越額	<u>5,120,306円」</u>
---	-----	--------------------

に改める。

選挙管理委員会

選告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成25年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県司法書士政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成28年4月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別冊の長野県司法書士政治連盟中

「	収入総額	<u>9,449,732円</u>
	前年繰越額	5,254,952円」

を

「	収入総額	<u>9,315,086円</u>
	前年繰越額	5,120,306円」

に、

「	繰越額	<u>5,089,410円」</u>
---	-----	--------------------

を

「	繰越額	<u>4,954,764円」</u>
---	-----	--------------------

に改める。

選挙管理委員会

選告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成26年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県司法書士政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成28年4月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別冊の長野県司法書士政治連盟中

「1	収入総額	9,261,043円
	前年繰越額	5,089,410円」

を

「1	収入総額	9,126,397円
	前年繰越額	4,954,764円」

に改める。

選挙管理委員会